

西宮市短期集中型通所サービスモデル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）に定める短期集中型通所サービスのモデル実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、総合事業実施要綱において使用する用語の例による。

(目的)

第3条 短期集中型通所サービスは、生活機能の低下した者に対して、短期集中的にその生活機能を改善するための支援を行なうことによって、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第4条 短期集中型通所サービスの実施主体は、西宮市とする。ただし、適切に短期集中型通所サービスが実施できると認められる者に対して、委託することにより実施する。

(サービスの内容)

第5条 生活機能を改善するため、利用者の心身の状態等にあわせて、原則週に1回、最大12回の通所型のサービス、及び原則1回、最大2回の自宅等への訪問によるサービスを行う。

2 サービスの提供にあたっては、事前に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した短期集中型通所サービス計画を作成する。

3 通所型のサービスにおいては、次の各号に定めるサービスをすべて行う。ただし、第7号に定める送迎については、自力通所が困難な対象者に限る。

- (1) セルフマネジメント力向上のための個別面談
- (2) 運動機能向上プログラム
- (3) 口腔機能向上プログラム
- (4) 栄養改善プログラム
- (5) 健康状態の把握
- (6) 体力測定
- (7) 送迎

4 自宅等への訪問によるサービスにおいては、次の各号に定めるサービスをすべて行う。

- (1) 身体機能・生活機能の評価
- (2) 自立支援に向けた生活場面における指導・環境面の調整
- (3) セルフマネジメント力向上のための助言

(対象者)

第6条 短期集中型通所サービスの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 総合事業実施要綱第10条に定める者のうち、総合事業実施要綱第4条第1号ウに定め

る介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援により、短期集中型通所サービスの利用が必要と認められる者

(2) 短期集中型通所サービスを利用することによって、第3条に定める効果が期待できる者

(3) 短期集中型通所サービスを利用する期間において、予防専門型通所サービス、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、及び医師の指示に基づくリハビリテーションを利用していない者

(4) 原則として、短期集中型通所サービスの利用実績がない者

(利用申し込み)

第7条 前条に定める対象者が、短期集中型通所サービスの利用を希望するときは、市長が別に定める申込方法により申し込みをしなければならない。

(費用)

第8条 短期集中型通所サービスの本人負担は無料とする。

(区分支給限度基準額の取扱い)

第9条 短期集中型通所サービスの利用は、区分支給限度基準額の対象外とする。

(サービスの利用期間)

第10条 短期集中型通所サービスの利用期間は3月間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。